

太田市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長。以下「国実施要領」という。）並びに群馬県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年5月10日群馬県制定。以下「県交付要綱」という。）に基づき、太田市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、国交付要綱別紙第1の1の規定により、国実施要領第1に規定する者とし、その者が農業者である場合は、その要件は同実施要領第2に定めるとおりとする。

(交付金の対象となる農業生産活動)

第3条 交付金の対象となる農業生産活動（以下「活動」という。）は、国実施要綱別紙第1の4に規定するものとし、その要件は、国実施要領第4に定めるとおりとする。

(交付単価)

第4条 活動に係る**交付単価**は、国交付要綱別紙第1の5の表中②の欄に定めるとおりとする。

(交付金の負担割合)

第5条 交付金の負担割合は、国2分の1以内、県4分の1以内、市4分の1以内とする。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という）は、太田市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は前条の交付金の申請があったときは、必要に応じて調査を行っ

た上で、その内容を審査し、交付金の交付をすべきと認めたときは、太田市環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書（様式第２号）によりその旨を交付申請者に通知するものとする。

（活動計画の変更）

第８条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、申請の内容を変更し、又は活動を中止し、若しくは活動を廃止しようとする時は、太田市環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第９条 交付対象者は、太田市補助金等に関する規則第１０条の補助事業等実績報告書を提出する際、太田市環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（様式第４号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第１０条 交付金の交付を受けた者は、活動に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該活動の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しておかななければならない。

（その他）

第１１条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２ この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、交付対象者については、第１０条の規定は、なおその効力を有する。